

岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例案の概要 (平成 28 年 12 月県議会 議案等説明会説明資料)

1 改正の趣旨

文化スポーツ部を設置し、及び国体・障がい者スポーツ大会局を廃止しようとするものである。

希望郷いわて国体・いわて大会を契機として、また、ラグビーワールドカップ（RWC）2019 日本大会の釜石開催や、東京オリンピック・パラリンピック、「平泉の文化遺産」の拡張登録や「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録等を控えたこのタイミングをふるさと振興の好機と捉え、「文化・スポーツ」に関する事務を知事部局に一元化し、専担組織として「文化スポーツ部」を設置しようとするもの。

また、第 71 回国民体育大会及び第 16 回全国障害者スポーツ大会の終了に伴い、国体・障がい者スポーツ大会局を廃止しようとするもの。

〔建制順〕

改正前	改正後
秘書広報室	秘書広報室
総務部	総務部
政策地域部	政策地域部
	文化スポーツ部
環境生活部	環境生活部
保健福祉部	保健福祉部
商工労働観光部	商工労働観光部
農林水産部	農林水産部
県土整備部	県土整備部
復興局	復興局
国体・障がい者スポーツ大会局	

2 条例案の内容

(1) 文化スポーツ部を設置し、分掌事務について定めること。

部局等の一つとして、新たに文化スポーツ部を規定すること。また、分掌事務として、その役割に従い、「文化に関する事項」及び「スポーツに関する事項」を規定すること。

(2) 国体・障がい者スポーツ大会局を廃止すること。

第 71 回国民体育大会及び第 16 回全国障害者スポーツ大会の終了に伴い、国体・障がい者スポーツ大会局を廃止するものであること。

3 施行期日等

(1) 平成 29 年 4 月 1 日から施行すること。

(2) 次に掲げる条例の一部を改正すること。

ア 岩手県文化芸術振興基本条例（平成 20 年岩手県条例第 5 号）

審議会の庶務を環境生活部から文化スポーツ部に移管すること。

イ 岩手県スポーツ推進審議会条例（平成 23 年岩手県条例第 75 号）

審議会の委員の任命権者を教育委員会から知事に改めるとともに、審議会の庶務を教育委員会事務局から文化スポーツ部に移管すること。